第3回放射性物質汚染廃棄物に関する安全対策検討会指摘事項

■特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物の要件の見直しについて

■ 1寸 /		
	質問	回答及び対応
1	P3 の要件の見直しの①②のところ、 6400Bq/kgを超える可能性がないものは施 設要件を外し、また廃棄物の種類としても 要件を外すと書いてある。これはばいじん 以外という理解でよいのか。(議事録 P16)	ばいじん以外ということを明記(資料 4 p4)。
2	■参考3の900Bq/kgに賛成するが、しっかりした根拠を整理してもらいたい。合理性の持った説明をするために整理してほしい。例えば、10倍で薄めた液固比の中での溶出値と排水で出てくる可能性のある数値の関係性については、物性によって違うと考えている。廃棄物処理法の溶出基準とが表準との関係を踏襲するから大丈夫だという考えを少し丁寧にして整理してほしい。 ■重金属は溶解度積でこの数値を把握していれば、排水が出てくる数値もあるは飛灰中で違う物性を持っているので、整理してい。また、溶出試験の種類によってほしい。また、溶出試験の種類によいったほしい。また、溶出試験の種類によいった。まので、すでに入念的な見になっている。次回そういったところを説明でよる資料を作成してほしい。(議事録 P16)	特措法に基づく最終処分場の維持管理 基準では、放射性セシウムの濃度限度を 周辺の公共水域の水中で満たすことが 求められているが、実際の維持管理にあ たっては、放流先の周辺の公共水域の濃 度限度を遵守できるよう、入念的に、放 流水の監視測定を排水の排水口で行う ことを明記(参考 4-5)。 ばいじんに含まれる放射性セシウムの 土壌への吸着特性及びばいじんに含ま れる放射性セシウムの溶出特性等につ いて整理して記載。また、溶出試験方法 についても比較表等を追加(参考 4-6)。
3	資料のP5ではいつのものが26年度になって報告されたかの確認は取れているのか。 (議事録P17)	発生時期としては 23 年 9 月までに発生 したものを保管している。それを 26 年 度に報告していることを確認した。
4	P5の水道施設、乾燥汚泥の 8,000Bq/kg を超える報告が 1 件あったが、それは P3 の①都道府県単位に当たるのだろうか。「対象地域から外す」との関係はどうだろうか。(議事録 P17)	平成24年1月1日以降に排出されたことが明らかなもの以外は特定一般廃棄物・特定産業廃棄物となるため、平成23年9月までに発生した1件については除外の対象とはならない。なお、8,000Bq/kgを超える廃棄物は、指定廃棄物の要件に該当することになり、指定廃棄物に指定された廃棄物の処理

		かた 屋が石さましょんマ
		は、国が行うことになる。
5	P4の図2についてはP5のデータから見て	貴見の通り。
	水道施設の乾燥汚泥は6400以下なので、	
	図2の上の水道施設の乾燥汚泥のところ	
	の○は今後全部△になると理解していい	
	か。(議事録 P18)	
6	前回は何年以降のものはということで、平	今回についても特措法が施行された平
	成24年1月1日以降のものが除外される	成24年1月1日以降となっている。
	が、今回は何年以後というのがあるか。(議	
	事録 P18)	
7	再供なさりないとしまって ほとよって	7カよりと汁体 [左 10 - カ・ファ 1. リェムフ 1*
7	要件から外されたとしても、何らかの形で、地上の仕口には、てご、ながたない。	確かに法律上免除できることになるが、
	で、地元の住民にとってデータがちゃんと	要件から除外されたからといって全て
	保管されているとか、放射線量がかなり低	のデータがなくなるわけではない。環境
	いということが安心材料になると思うの	省の方で定期的に調査を実施し、把握するようないでは、
	で、法律以外の何かの方法で定期的に管理	るよう努めている。
	をし、チェックをすることはできないの	
	か。(議事録 P19)	
8	やみくもにコストをかけるのは難しいこ	
	とを住民の方に理解してもらいたい。(議	
	事録 P20)	
9	 科学的な合理性の追求は当然だが、社会的	
	な合理性、社会的な理解という面において	
	も考えてほしい。(議事録 P20 蛭沢委員)	
	最後の報告書の取りまとめの際こういう	
	ニュアンスを含めるということを検討し	
	てほしい。(議事録 P20)	
	3 /	
10	流動床タイプのばいじんは別だというよ	根拠となる放射性セシウムの溶出量が
	うなことになっているが、根拠になるデー	少ない下水汚泥焼却灰についてのデー
	タがあれば添付するべき。(議事録 P28)	タを添付(参考 4-3)。
<u> </u>		